

6 近代水道起工式

明治 26 (1893) 年 10 月 22 日、淀橋浄水工場建設予定地で、改良水道起工式が盛大に挙行されました。参列者のために上野駅及び新橋駅から特別列車が仕立てられ、来賓は 3 千余名の多数に及びました。

しかし、府知事の設計告示 (明治 23 (1890) 年 7 月) から既に 3 年以上もの年月が経過しており、起工式に至るまでには様々な紆余曲折^{うよ}がありました。

設計告示後の明治 23 (1890) 年 9 月、市会は水道建設及び関連する道路建設等の費用総額 1 千万円の市区改正予算を全員一致で可決しました。事業期間は、明治 24 年度から 5 年間で、財源はすべて公債でまかなうこととしました。

当時の東京市の一般財政の規模は 50 万円程度に過ぎなかったため、5 か年継続事業とはいえ 1 千万円にものぼる市区改正予算は巨額なものでした。

公債発行に当たって、市の公債が政府の公債と同等の価値を保証されるよう政府に働きかけましたが、思うようにいかず約 1 年が経過してしまいました。やむを得ず明治 24 (1891) 年 10 月に、市は政府の許否にかかわらず市公債の募集を開始しました。

公債発行の遅延で、当初予定した明治 24 年度の工事開始は見送られましたが、この間、巨額な工事費を投じてまで水道を建設する必要はないとの意見を中心とした工事反対の世論が高まってきました。このため、公債募集を開始したにもかかわらず、着工できない事態となりました。

こうした事態を打開するため、市会は市区改正経済審査委員を選任し、問題点の調査検討を行うこととしました。同委員は、「水料」収入方針を明確にし、道路事業の財源の一部を水道建設に充て、また公債の一部募集延期、配水工費の分納・助成等を決めるなどして市民の納得を得るよう務めました。

こうして、明治 25 (1892) 年 4 月に至り、市会は前年 12 月に提案された用地買収の案件をようやく可決することができました。

用地買収は、淀橋に限らず本郷、芝、新水路予定地等施設建設予定の各所で難航しますが、買収完了を待たずに明治 25（1892）年 9 月、淀橋工場仮事務所盛土工事に着手し、12 月から本工事が開始されました。

一方、水道建設に要する鉄管は、総重量 4 万 5 千トン余に及ぶ膨大な量であり、当時の国内の鉄管生産体制からみて、多量の鉄管の調達方法は大きな課題でした。外国製品の採用も視野に入れ検討した結果、国産品の採用にふみきり、明治 26（1893）年 4 月、新規に創立された鑄鉄会社と契約を締結しました。

契約後、鉄管に表示する記号を画数の多い日本文字から簡単なマークに変更したことをめぐって、市参事会と市会は一時混乱しますが、明治 26 年度に入って施工体制は軌道に乗り、この年の秋、盛大に起工式を開催することができたのです。